

「緊急事態宣言」解除後の職員向け対応について

1 通常時間外の勤務時における午後9時までの退庁徹底

各所属長及び各職員は、引き続き業務量の精査や会議等の必要性の検証等を行ったうえで、通常時間外の勤務については、遅くとも午後9時までとする。

2 時差勤務の推奨（継続）

各職場において、時差勤務を活用した出退勤を行うよう引き続き推奨する。

なお、通勤時の混雑緩和を目的に令和2年3月から臨時的に拡大していた時差勤務形態についても継続するが、退勤時刻が午後9時を超える時差勤務形態の利用は控えるものとする。

3 出勤時間帯における体温測定機器の設置（継続）

引き続き、北玄関又は西棟入口にサーモグラフィカメラを設置する。また、市政センター等の外局への非接触式体温計の貸与を継続する。

4 重症化リスクの高い職員等への配慮（継続）

- ・ 妊娠中の職員については、男女雇用機会均等法に基づく健康管理上の措置として、引き続き内部統合システムにリモート接続可能な端末を優先貸与するなどして、在宅勤務を認める。
- ・ 基礎疾患がある職員など重症化リスクの高い職員については、本人からの申告・相談に基づき、在宅勤務の実施の可否について検討する。

5 職員の会食等の自粛（継続）

感染症の再拡大（リバウンド）の懸念があることを踏まえ、

- ・ 昼食を取りながらの会話は自粛し、会話をするときはお互いにマスクを着用するものとする。
- ・ 終業後、または勤務日以外における職員同士の会食は自粛するものとする。

6 その他

新型コロナウイルス感染症の職員の感染拡大を防止する習慣として、『「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド（R3.1.15改訂版）』に記載されている安全衛生上の取り組み等を継続して徹底するものとする。